

## 第 2 回公募要領について

## 第2回公募要領の主な変更点（軽微な修正は除く）

公募要領の項目	第1回公募要領の主な記述	第1回公募の課題・知見を踏まえた主な変更点
1. 公募目的	令和元年台風第19号による洪水では・・・ (略) このため、今回越水に対して「粘り強い河川堤防に関する技術」を公募するものである。	変更なし
2. 公募技術 (1) 対象技術	「パッケージ」での提案とし、各構成部材（パーツ）は既製品や一般材料等を組み合わせることも可能  「吸出し防止材＋コンクリートブロック」を用いた工法のうち、国土技術政策総合研究所等の技術資料（案）に沿った方法で構造検討が可能な工法は本公募の応募対象としない。ただし、技術資料(案)と別の構造検討による工法の提案や技術資料(案)による工法を改良する技術提案を妨げるものではない。	変更なし  ・ 次回公募でも技術開発を促進する観点から、一定の改良・改善が期待できる技術は、応募対象とする。
(2) 応募技術の条件等	1) 応募技術について、評価、技術比較表の作成に係わる者に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。 2) 応募技術について、技術比較表の公表に対して問題が生じないこと。 3) 技術提案に求める性能について以下の性能を満足する技術であること。 ①既存の堤防の性能を毀損しないこと ②越水に対する性能を有する	変更なし
3. 応募資格	・ 応募者は、各業界団体、民間企業、大学等とする。共同企業体としての応募も可能	変更なし
4. 応募方法	・ 電子データによるE-mailでの送信。電子データが10MBを超える場合は、電子媒体とし、郵送又は持参	変更なし

## 第2回公募要領の主な変更点（軽微な修正は除く）

公募要領の項目	第1回公募要領の主な記述	第1回公募の課題・知見を踏まえた主な変更点
5.公募期間	エントリーシート 1ヶ月 応募資料の提出 6ヶ月 2回目の公募を予定している。	エントリーシート 1ヶ月 応募資料の提出 9ヶ月
6.ヒアリング	提出された応募資料で不明な箇所がある場合ヒアリングを実施することがある。	変更なし
7.応募技術の評価	応募技術の評価は、応募資料やヒアリング等で実施するものとし、次の条件を全て満たしているものを評価するものとする。条件を満たさないものは評価を行わない。 1) 対象技術に適合していること。 2) 応募技術の条件等に適合していること。 3) 応募資格に適合していること。 4) 応募資料に不備が無いこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募資料に不備がある場合について、チェックリストを設け「評価を行わない」ことを追記する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料1-2で詳細説明</div>
8.評価結果の通知・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果については、技術検討会の助言を踏まえ決定した「評価階層」等について文書で通知する。</li> <li>評価階層A、Bについては公表する。Cについては後日定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者の技術開発の継続を促すことを目的に「技術開発上の留意点」について通知するとともに、通知後の問い合わせも対応可能な旨、追記する。</li> <li>評価階層Cについて、応募者に事前に確認の上、会社名と応募技術名について公表することを追記する。</li> </ul>
9.技術比較表の公表	評価階層A、Bについては技術比較表を公表する。	変更なし
10.費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募資料作成に関する費用は応募者が負担</li> <li>評価に関する費用は応募者は負担しない。</li> </ul>	変更なし
11.その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の取り扱い</li> <li>問い合わせ</li> </ul>	変更なし

## 第2回応募資料作成要領の主な変更点（軽微な修正は除く）

応募資料作成要領の項目	第1回応募資料作成要領の主な記述	第1回公募の課題・知見を踏まえた主な変更点
1. 応募に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エントリーシート、様式1～4、様式3～4の根拠、その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変状連鎖図の提出は必須であることを追記する。</li> </ul>
2. 各資料の作成要領 (1) 「粘り強い河川堤防に関する技術」申請書	<p>応募者、技術名称、窓口担当者、共同開発者、技術の概要（技術の分類、特徴、画期的な点、応募技術を施工する場合の適用条件）</p>	<p>変更なし</p>
(2) 構造の全体図等（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造の全体図（平面図、横断図、縦断図）</li> <li>・ 当該構造の適用範囲                      応募技術の適用範囲について、「モデル堤防」を踏まえ、堤高、勾配、天端幅、堤体や基盤の土質条件、法尻から官民境界までの位置等、その適用範囲を記入すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用条件について、様式の変更や追記を行なう。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">資料1-2で詳細説明</div>
(3) 構造検討の考え方 (構造検討の思想)等（様式2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体</li> <li>・ 各部位の構造検討の考え方（構造検討の思想）</li> <li>・ 構造計算の方法</li> <li>・ 構成部材の汎用性（製品指定か、より広い一般的材料で適用可能か）</li> </ul>	<p>変更なし</p>
(4) 既存の堤防の性能（安定性等）を毀損しないこと（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防に求められる基本的な機能(様式3-1)「モデル堤防」を基本に、実験、実験により検証された手法による解析、解析のいずれかの手段</li> <li>・ 設計に反映すべき事項(様式3-2)、設計にあたって考慮すべき事項(様式3-3)なじみ、修復・復旧等の容易性等については、実績等に基づく資料を提出し、維持管理の容易性、経済性、耐久性、施工性、修復・復旧の容易性については、評価者側が指定した項目についても提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立型の要求性能について、補足資料をを追記する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">資料1-2で詳細説明</div>

## 第2回応募資料作成要領の主な変更点（軽微な修正は除く）

応募資料作成要領の項目	第1回応募資料作成要領の主な記述	第1回公募の課題・知見を踏まえた主な変更点
<p>(5) 越水に対する性能を有すること (様式4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「モデル堤防」を基本に、実験、実験により検証された手法による解析のどちらかの手段により求める。</li> <li>「決壊に至るまでのプロセス・破壊の変状連鎖図」、「信頼性（技術の熟度等）」、「越水に対する性能を有する構造とするための施工上の留意点」、「越水に対する性能を長期間維持するための維持管理上の留意点」の根拠を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募要領の条件をわかりやすくする補足資料を追加する。 資料1-2で詳細説明</li> <li>変状連鎖図の重要性を示す資料を追加する。 資料1-2で詳細説明</li> </ul>
<p>(6) 様式3～4の根拠資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実験、実験により検証された手法による解析、解析（これまでの経験及び実績から妥当とみなせる方法等）で用いた根拠については出典を明確に示すこと。</li> <li>様式3～4の確認結果の根拠資料は、応募者側で自由に資料名、資料番号を設定する。ただし、様式3～4の根拠として分かりやすく整理すること。</li> </ul>	<p>変更なし</p>
<p>(7) 添付資料（任意）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、応募技術の説明に必要な資料があれば、書式は問わず添付すること。</li> </ul>	<p>変更なし</p>